平成29年度の特定保険料率及び基本保険料率について

- 健康保険の保険料率については、後期高齢者医療制度への支援金等に充てるための保険料率(特定保険料率)と、加入者の給付費等に充てられる保険料率(基本保険料率)の内訳を示すこととなっている。
- 各年度の特定保険料率及び基本保険料率については、次の算式により得た率を基準として、保険者が定める こととなっている。

・ 特定保険料率 = 前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等の額 - 国庫補助額

総報酬額の総額の見込額

• 基本保険料率 = 都道府県単位保険料率 - 特定保険料率

現行

 $9.79 \sim 10.33\%$

特定保険料率 3.67 基本保険料率 6.12~6



平成29年3月賦課分~ (平成29年4月納付分~)

9.69 ~ 10.47%

3. 73% 5. 96~6. 74%